



7 消安第 6351 号
令和 8 年 1 月 30 日

関東農政局消費・安全部長 殿

消費・安全局農産安全管理課長

クロルピリホスを含む農薬の回収について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 18 条第 2 項の規定に基づき販売が禁止されている農薬（以下「販売禁止農薬」という。）については、法第 24 条の規定に基づきその使用も禁止されているところである。

今般、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」において、製造、使用等を原則禁止する物質にクロルピリホスを追加することが決定されたことを受け、我が国においては今夏に関係法令の改正を行うことを予定している。このため、クロルピリホスを含む農薬について、当該改正により販売禁止農薬に追加された後に誤って使用されることを未然に防止するためには、農家等で保有されている当該農薬の回収を事前に進めていくことが望ましい。

ついては、当該農薬について、貴局管下各都県から農家等の農薬使用者に対して下記の事項が周知されるよう通知願いたい。

記

- （1）クロルピリホスを含む農薬（別紙）は全て失効しており、かつ、有効期限が残存しているものは存在しないこと。
- （2）当該農薬は、今後販売禁止農薬に追加される予定であり、追加された後にこれを使用することは、法第 24 条に抵触すること。
- （3）当該農薬の販売が禁止された際には、法第 18 条第 4 項において製造者は、当該農薬を農薬使用者から回収するよう努めることと規定されていることを踏まえ、アグロカネショウ株式会社が自主回収を開始していること。
- （4）このため、当該農薬を保有している場合は、当該農薬を購入した販売店又は最寄りの農業協同組合を通じてアグロ カネショウ株式会社へ返品すること。

クロルピリホスを含む農薬

農薬の種類	農薬の名称	登録番号
クロルピリホス乳剤	日産ダースバン乳剤 40	11584
	クミアイダースバン乳剤 40	11585
	日産ダースバン乳剤 10	13336
	ダースバン乳剤 40	14129
	サンケイダースバン乳剤 40	15645
クロルピリホス粒剤	ダースバン粒剤	19619
	日産ダースバン粒剤	19620
	サンケイダースバン粒剤	19621
	サンケイダースバンベイト	21269
	野菜ひろばC	22361
クロルピリホス粉粒剤	日産ダースバン微粒剤F	14557
クロルピリホス水和剤	日産ダースバン水和剤 25	11582
	クミアイダースバン水和剤 25	11583
	ダースバン水和剤 25	14128
	ダースバンDF	19987
	ダースバンDF	22151
クロルピリホス・フルシ トリネート水和剤	日産レピスター水和剤	16570
	レピスター水和剤D	16571
	サイアナミッドレピスター水和剤	16572
クロルピリホスくん煙剤	新富士ダースバンくん煙剤	15360
	日産ダースバンくん煙剤	15361
	ダースバンくん煙剤	15362
	新富士ダースバンくん煙剤	18068